

XI 水 産 の 部

解 説

この部には、「漁業センサス」、「海面漁業生産統計調査」、「内水面漁業生産統計調査」、「水産加工統計調査」、「漁業経営調査」等の結果から漁業構造、漁業生産、水産加工、漁業経営等に関する統計を掲載しています。

1 調査の概要

(1) 漁業構造に関する統計調査(漁業センサス)

漁業センサスは、漁業に関する生産、就業構造等を総合的に把握するため、5年毎に海面、内水面漁業経営体のすべてについて、漁業種類、漁船、漁業世帯員の就業状況等を調査員が調査客体に調査票を配布・回収する自計申告の方法により調査しています。

(2) 漁業生産に関する統計調査(海面漁業生産統計調査、内水面漁業生産統計調査)

海面、内水面の漁業・養殖業の生産に関する実態を明らかにし、水産行政等の基礎資料を整備することを目的として、海面漁業生産統計調査では、郵送又は調査員が配布した調査票等へ調査客体が自計申告する方法及び調査員による面接聞き取り並びに漁獲成績報告書により生産量等を調査しています。

また、内水面漁業生産統計調査では、調査客体に郵送した調査票を調査員が回収する自計申告の方法、又は往復郵送する方法により調査しています。

(3) 漁業生産額

漁業に関する各種統計等を行い、都道府県別における漁業の生産活動の実態を金額で推計し、水産行政の推進に必要な資料を整備することを目的としています。

(4) 水産加工に関する統計調査

全国の陸上加工経営体における水産加工品の生産量を把握し、水産加工品の生産動向を明らかにし、水産物需給計画、水産加工業振興対策等の資料を提供することを目的として、水産加工経営体からの自計申告、調査員による面接調査等により加工種類別品目別生産量を調査しています。

(5) 漁業経営調査

海面漁業経営体の財産状況、収支状況、操業状況等の経営体の経営実態を明らかにし、水産行政等の

推進のための資料を整備することを目的として、標本経営体の記帳及び農林水産省職員の聞き取り調査等により経営概況、損益、財産状況を調査しています。

2 定義及び用語の解説

(1) 漁業構造に関する統計調査

ア 漁業経営体

過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいいます。

ただし、過去1年間ににおける漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除きます。

イ 経営体階層

漁業経営体の基礎分類で、漁船漁業を主として営むものは、その使用した漁船の種類、合計トン数により、漁船漁業以外(大型・小型定置網・海面養殖)を営むものは、それぞれの漁業種類によって区分した階層です。

ウ 経営組織

漁業経営体を経営形態別に分類する区分は以下のとおりです。

個人経営体は、個人で漁業を自営する経営体。

会社は、会社法に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社。

漁業協同組合は、水協法第2条に規定する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会。

漁業生産組合は、水協法第2条に規定する漁業生産組合。

共同経営は、二つ以上の漁業経営体(個人又は法人)が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているもの。

その他は、都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のもの。

エ 専兼業分類

専業とは、個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自営漁業からのみあった場合をいいます。

第1種兼業とは、個人経営体(世帯)として、過去

1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいいます。

第2種兼業とは、個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業以外の仕事からの収入の合計が自営漁業からの収入よりも大きかった場合をいいます。

オ 漁業種類

主とする漁業種類とは、漁業経営体が調査期日前1年間に営んだ漁業種類のうち主たる漁業種類をいい、漁業種類を2種類以上営んだ場合は、販売金額の最も多い漁業種類をいいます。

カ 漁船隻数

調査期日前1年間に漁業経営体が漁業生産のために使用し、調査期日現在保有しているものをいい、主船のほかに付属船(まき網における灯船、魚群探索船、網船等)を含みます。

ただし、直接漁業生産に参加しない船(遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等)は含みません。

キ 漁業就業者

調査期日現在満 15 歳以上の者で調査期日前1年間に漁業の海上作業に 30 日以上従事した者をいいます。

(2) 漁業生産に関する統計調査

ア 海面漁業

海面において水産動植物を採捕する事業をいいます。

イ 海面養殖業

海面又は陸上に設けられた施設において、海水を使用して水産動植物を集約的に育成し、収穫する事業をいいます。

ウ 内水面漁業

内水面(河川及び湖沼)において水産動植物(天然種苗を含む。)を採捕する事業をいい、遊漁者による採捕量は含んでいません。

エ 内水面養殖業

一定区画の内水面又は陸上において、淡水を使用して水産動植物(種苗を含む。)を集約的に育成し、収穫する事業をいいます。

(3) 漁業生産額

生産者の手取り価格で評価したものでなく、漁業・養殖業による魚種別生産量に、魚種別産地卸売価格

等に乗じて算出した金額であり、販売手数料、輸送費等の販売経費を控除しない、いわゆる産地価格で評価したものです。

(4) 水産加工に関する統計調査

水産加工品とは、水産動植物を主原料(原料割合で 50 %以上)として製造された食用加工品及び生鮮冷凍水産物をいいます。

なお、冷凍すり身を原料として加工品を製造している場合は、水産加工品に含んでいます。

また、加工度の低いゆでだこ、ゆでがに等ゆでたまま販売するものは含んでいません。

(5) 漁業経営調査

ア 個人経営体

個人で漁業を自営する経営体のうち、海面において主として動力漁船を用いて漁船漁業を営むものの、主として小型定置網漁業を営むもの及び、主としてそれぞれの対象とする水産物(ぶり類、まだい、わかめ類、のり類、真珠)の海面養殖業を営むものをいいます。

分析指標の算出方法は、次式のとおりです。

(ア) 漁労所得率＝漁労所得÷漁労収入× 100

(イ) 漁業固定資本整備率＝漁業投下固定資本÷最盛期の漁業従事者数

イ 会社経営体

会社法に基づき設立された会社経営のうち、海面において主として漁船漁業を営むもので、かつ使用する動力漁船の合計トン数が 10 トン以上のもの、海面において主として大型定置網漁業を営むもの及び、主としてそれぞれの対象とする水産物(ぶり類、まだい)の海面養殖業を営むものをいいます。

諸利益の算出方法は、次式のとおりです。

(ア) 漁労利益＝漁労売上高－(漁労売上原価＋漁労販売費及び一般管理費)

(イ) 漁労外利益＝漁労外売上高－(漁労外売上原価＋漁労外販売費及び一般管理費)

(ウ) 営業利益＝漁労利益＋漁労外利益

(エ) 経常利益＝営業利益＋営業外収益－営業外費用

(オ) 当期純利益＝経常利益＋特別利益－特別損失－法人税、住民税及び事業税

3 利用上の留意事項

(1) 海面漁業生産統計調査

ア 漁獲量の計上

魚類、その他の水産動物、海藻類は採捕時の原形重量、また貝類は殻付きの重量で計上しています。漁獲されたものでも、操業中に丸のまま投棄したもの、漁船の沈没で滅失したもの、自家用の漁業用餌料及び養殖用種苗に採捕したものは、漁獲量に計上していません。

イ 漁獲量、収獲量の計上場所

海面漁業経営体の所在地に計上しています。(属人計上)

ウ 取りまとめ表章の期間

暦年(1～12月)です。

(2) 内水面漁業漁獲統計調査

平成18年より内水面漁業の調査範囲を、販売目的として漁獲された量のみとし、遊漁者(レクリエーションを主な目的として水産動植物を採捕するもの)による採捕量は含めないこととしました。

(3) 漁業生産額

取りまとめの期間は暦年(1月～12月)です。

(4) 水産加工統計調査

ア 調査対象から除外する品目は表1のとおりです。

なお、備考欄にある品目については調査対象品目です。

イ 取りまとめの期間は暦年(1月～12月)です。

(5) 漁業経営調査

調査期間は、個人経営体調査が、当年1月1日から12月31日の期間について行います。

(表1)

調査対象から除外する品目	備考(調査対象品目)
1 水産物原料が50%未満の加工品	
2 非食用加工品 (工芸品、皮革、医薬品、工業用品、農業用品など)	・生鮮冷凍水産物 (餌料用等)
3 海藻製品 例 干しのり 塩蔵わかめ 海藻肥料	・水産物つくだ煮類 ・焼・味付のり
4 缶・瓶詰水産加工品	・水産物つくだ煮類 ・塩辛類
5 単に焼いたもの、煮たもの また、これらを冷蔵保存したもの	
6 魚粉ふりかけ	
7 魚しょう油	
8 エキス	
9 魚生玉かす、魚あら玉かす	
10 寒天	
11 油脂	
12 飼肥料	
13 冷凍海産ほ乳類	
14 塩蔵品等に加工したものを、さらに冷凍したもの	

会社経営体調査は、当年4月1日から翌年3月31日までの間に到来した決算日前1年間について行います。

4 地域区分

(1) 大海区分

漁業の実態を地域別に明らかにするとともに、地域間の比較を容易にするため、海況、気象等の自然条件、水産資源の状況等を勘案して定めた区分(水域区分ではなく地域区分)をいいます。

(2) 小海区分

小海区は統計の地域表章を目的として区分しました。

詳細については、次ページ以降の「小海区分一覧表」及び各県毎の「海区分図」に掲載しました。

小海区区分一覧表

平成 25 年 12 月設定

県 名	小海区名	市 町 村 名
福岡県	筑 前 海 区	* 北九州市、福岡市、宗像市、古賀市、福津市、糸島市、新宮町、 芦屋町、岡垣町
	有 明 海 区	大牟田市、久留米市、柳川市、大川市、みやま市
	豊 前 海 区	* 北九州市、行橋市、豊前市、荻田町、吉富町、築上町
佐賀県	松浦海区(松浦)	唐津市、伊万里市、玄海町
	有 明 海 区 (佐賀有明)	佐賀市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、江北町、白石町、 太良町
長崎県	対 馬 海 区	対馬市
	壱 岐 海 区	壱岐市
	北 松 海 区	* 佐世保市、平戸市、松浦市、小値賀町
	大村湾海区	* 長崎市、* 佐世保市、* 諫早市、大村市、* 西海市、長与町、 時津町、東彼杵町、川棚町
	西 彼 海 区	* 長崎市、* 西海市
	橘 湾 海 区	* 長崎市、* 諫早市、* 雲仙市、* 南島原市
	長崎有明海区	島原市、* 諫早市、* 雲仙市、* 南島原市
	五 島 海 区	五島市、新上五島町
熊本県	熊本有明海区	熊本市、荒尾市、玉名市、宇土市、長洲町
	天草有明海区	* 上天草市、* 天草市
	天草西海区	* 天草市、苓北町
	天草東海区	* 上天草市、* 天草市
	不知火海区	八代市、水俣市、宇城市、氷川町、芦北町、津奈木町
大分県	大分北海部海区	* 大分市、臼杵市、津久見市
	大分南海部海区	佐伯市
	豊前海海区	中津市、豊後高田市、宇佐市
	豊後灘海区	* 大分市、別府市、杵築市、国東市、姫島村、日出町
宮崎県	—	宮崎市、延岡市、日南市、日向市、串間市、高鍋町、新富町、 川南町、都農町、門川町
鹿児島県	北 薩 海 区 (八代海)	出水市、長島町
	北 薩 海 区 (八代海以外)	阿久根市、薩摩川内市
	南 薩 海 区	枕崎市、日置市、いちき串木野市、南さつま市
	鹿 児 島 海 区	鹿児島市、鹿屋市、指宿市、垂水市、霧島市、志布志市、南九州市、 姶良市、三島村、十島村、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、 肝付町
	熊 毛 海 区	西之表市、中種子町、南種子町、屋久島町
	大 島 海 区	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、 天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町

注:1 *は小海区が異なるため分割した市町村です。

2 宮崎県の小海区は平成 19 年より設定を廃止しました。

海 区 区 分 図 (福 岡 県)

大海区名

小海区名

東シナ海区

筑前海区

瀬戸内海区

豊前海区

糸島市

福岡市

古賀市

新宮町

福津市

宗像市

岡垣町

芦屋町

北九州市

苅田町

行橋市

築上町

豊前市

吉富町

久留米市

大川市

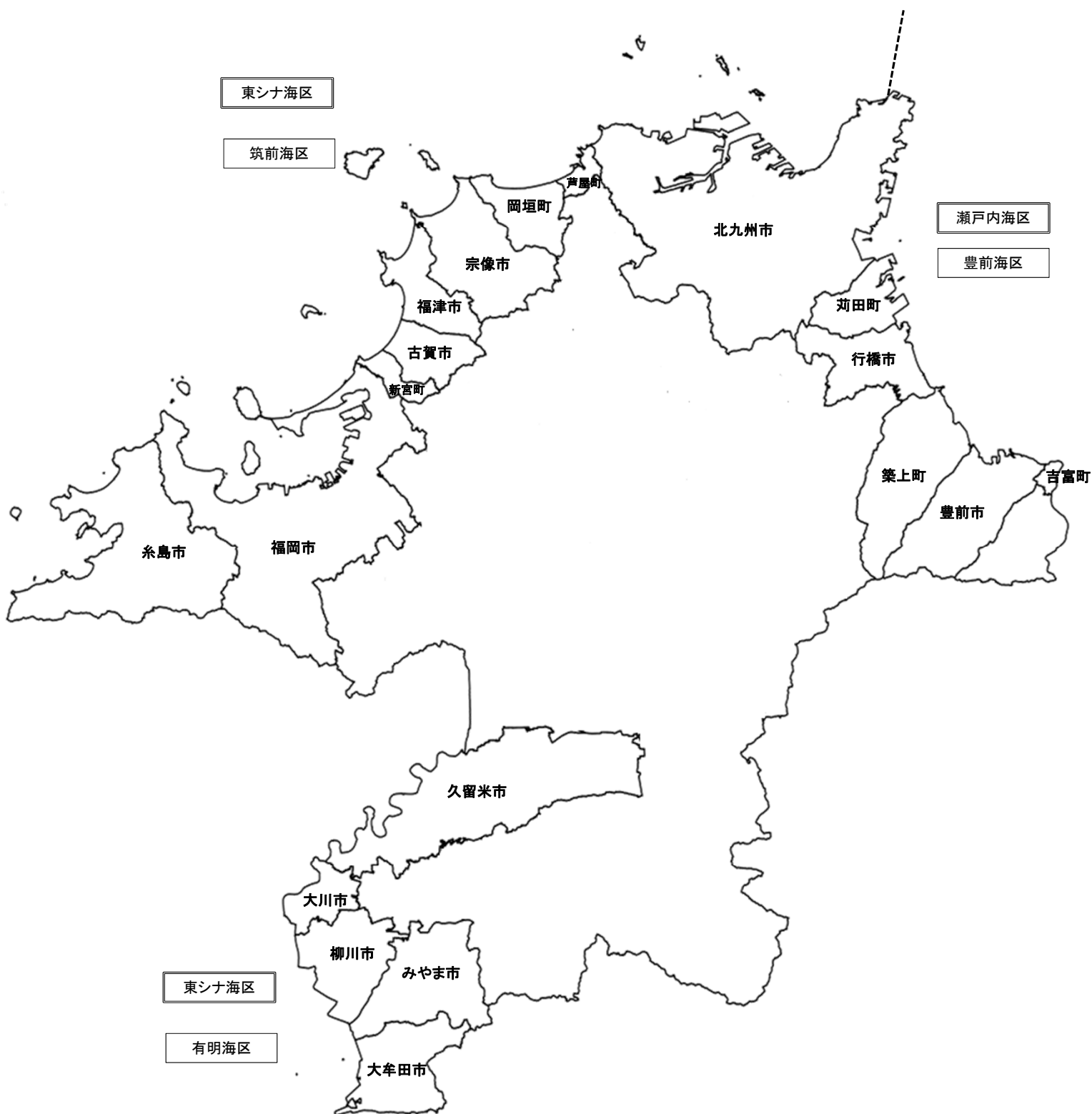
柳川市

みやま市

大牟田市

東シナ海区

有明海区



海区区分図（佐賀県）

大海区名

大海区はすべて東シナ海区

小海区名

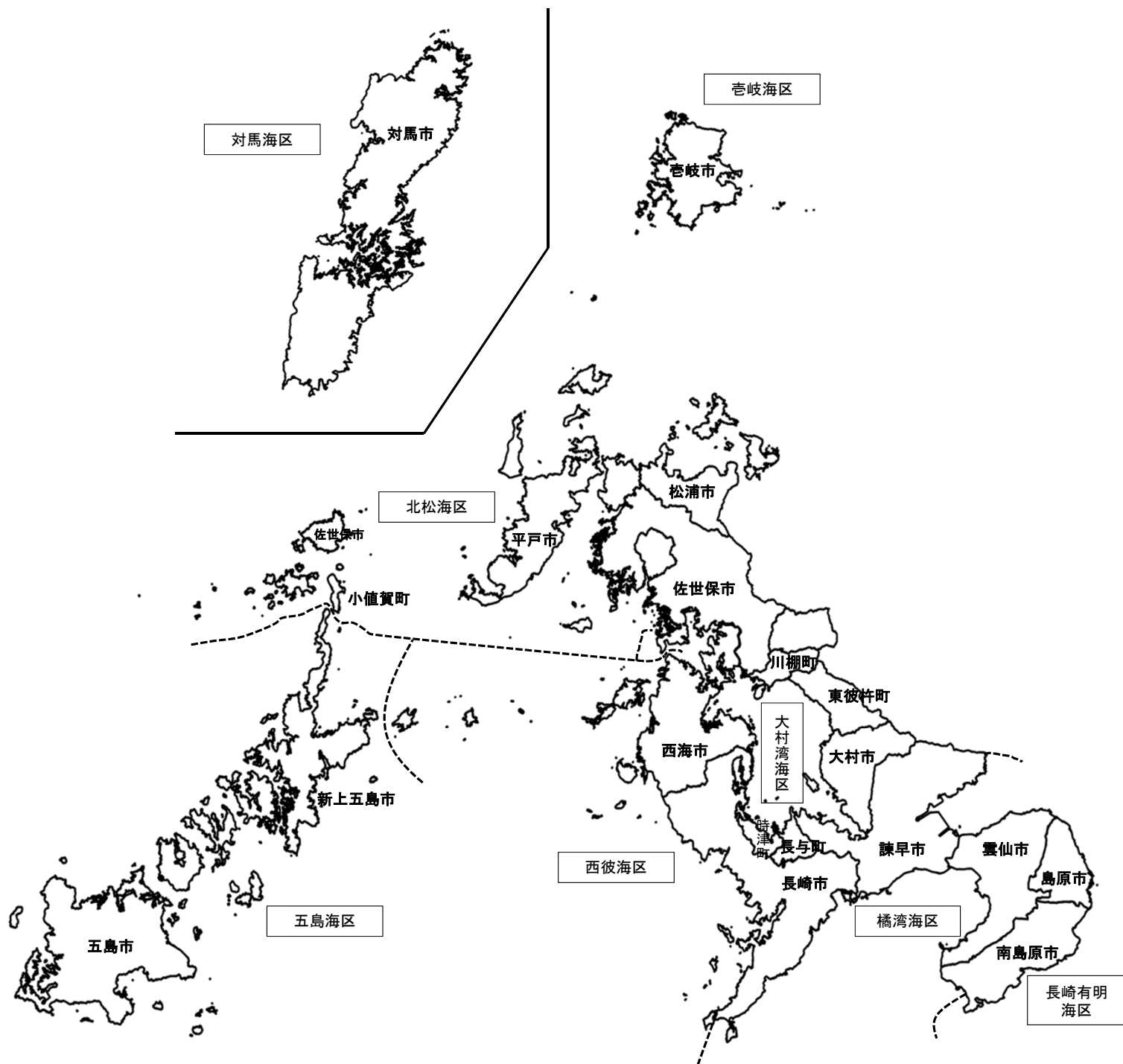


海 区 区 分 図（ 長 崎 県 ）

大海区はすべて東シナ海区

大海区名

小海区名

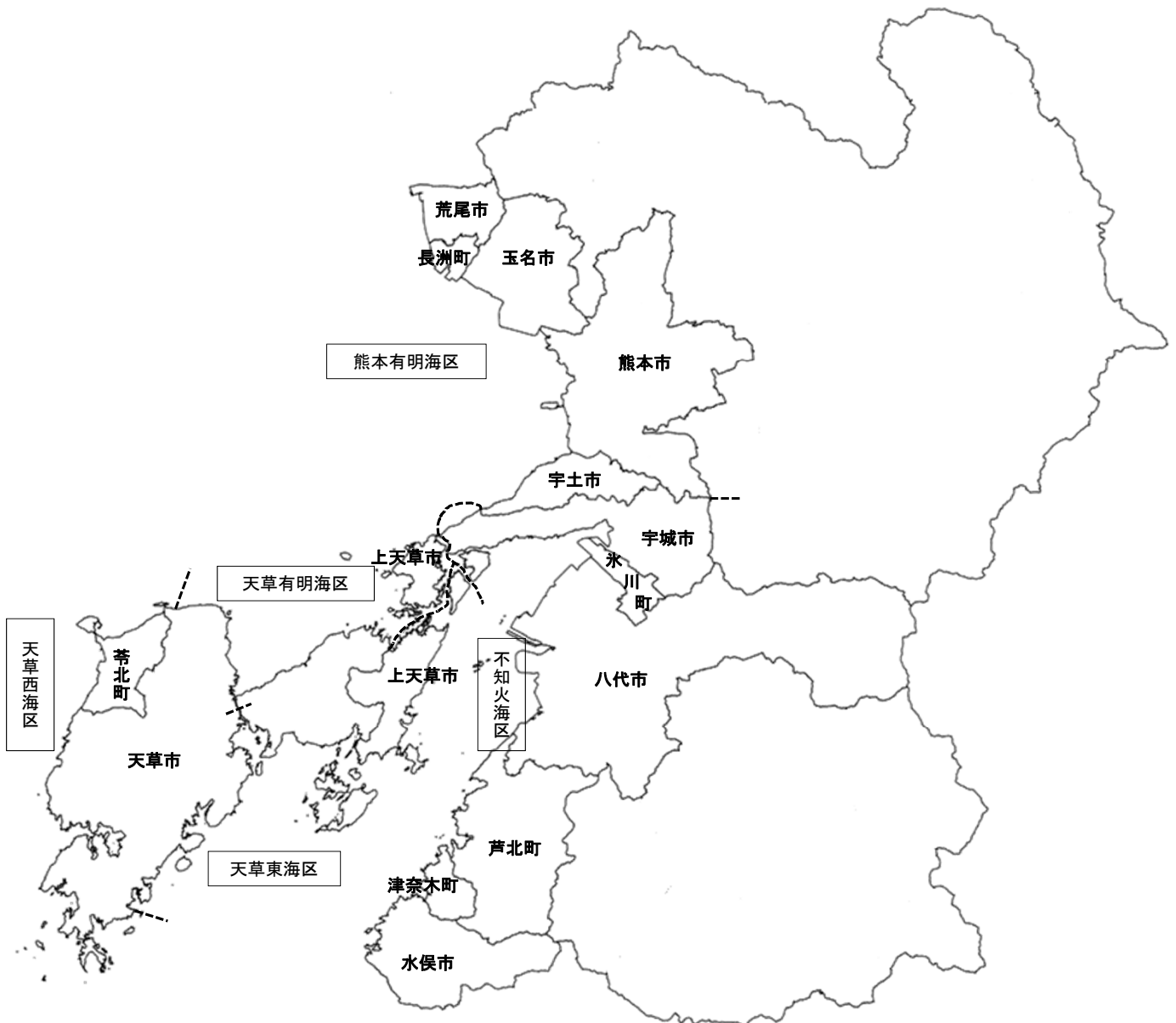


海区区分図（熊本県）

大海区はすべて東シナ海区

大海区名

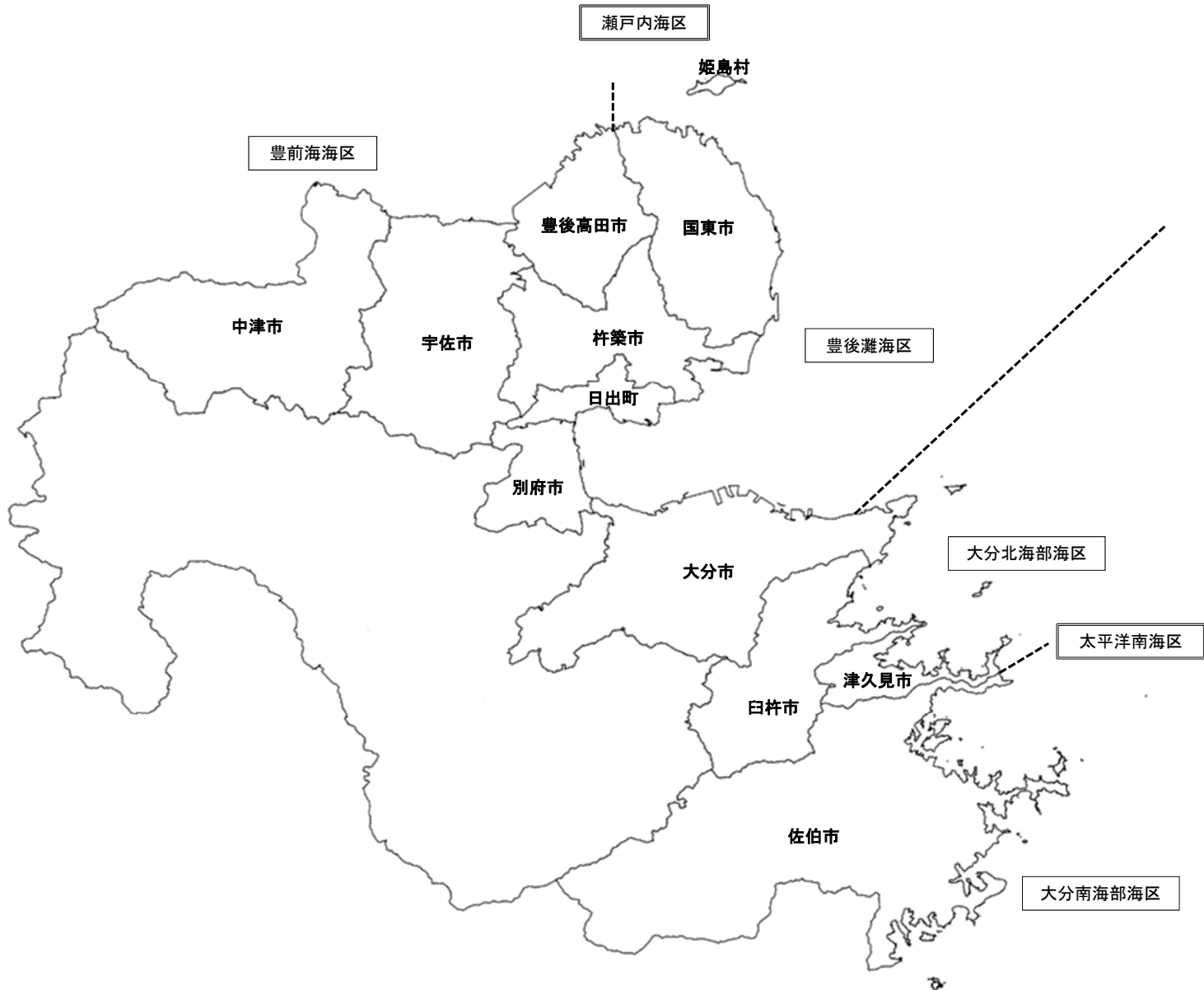
小海区名



海区区分図（大分県）

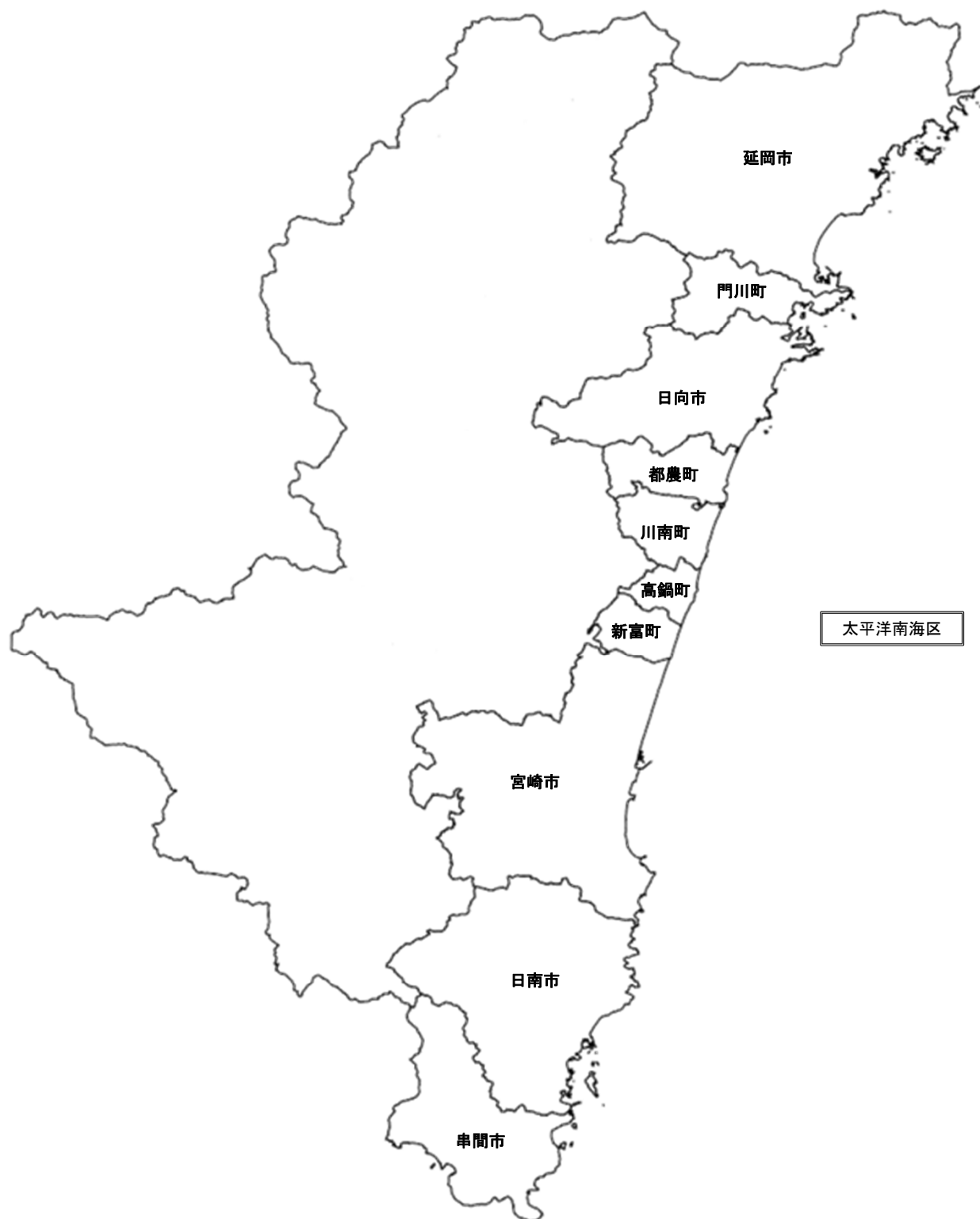
大海区名

小海区名



海 区 区 分 図 (宮 崎 県)

大海区名



海区区分図（鹿児島県）

